新型コロナウイルス予防ワクチン接種費用の補助について

新型コロナウイルス感染症が感染症法の２類相当から５類に変更となり、それに伴い令和６年４月からのワクチン接種が有料となりました。組合員とその家族（被保険者に限る）が新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けたときに補助が受けられます。

・対 象 者　当組合の被保険者で、次の要件を満たす被保険者の方

◎令和７年３月３１日に３９歳以下の被保険者の方

全員が対象となります。

◎令和７年３月３１日に４０歳以上の被保険者の方

令和６年度に当組合が実施した健康診断（特定健康診査、一般健康診断（個別）、一般健康診断（集合）、人間ドック（脳ドックを含む））を受診し、組合に補助金の申請（特定健診、一般健康診断（４０歳以上の集合）を除く）をされた被保険者の方が対象となります。

◎上記の条件にかかわらず保険料滞納者は対象外となります。

◎特定保健指導辞退の方又は一時休止中の方は対象外となります。

・補 助 額　一人につき２，０００円を上限に年度内に１回助成します。

ただし、対象者ごとに実際に支払った額が上記の補助額を超えない場合は、その支払った額が補助額となります。

・利用方法　新型コロナウイルス感染症の予防接種は、接種する医院、病院、診療所などで確認してください。ただし、国内の医院、病院、診療所に限ります。

・接種期間　令和７年６月１日から令和８年２月２８日まで

・申請期間　予防接種を行った日から**２ヶ月以内**（領収書の日付から起算します。）

・補助条件　受診者名及び受診日が記載された**領収書の原本（コピー不可）を提出**してください。

・申請方法　申請用紙（Ｐ４４）に必要事項を記入して、領収書を添付してください。

なお、**領収書の原本はお返ししません**のでご注意ください。

・留意事項　①接種後、新型コロナウイルス感染症の予防接種をしたことが分かる領収書（接種者名、領収金額が記載されているもの）を必ずお受け取りください。新型コロナウイルス感染症の接種済み証ではありませんのでご注意ください。

※必ず「新型コロナウイルス感染症予防接種」と判るもの　を添付してください。

ワクチン接種、予防接種、保険外金等の表示では新型コロナウイルス感染症の予防接種を行ったかどうか判りません。この場合は摂取した医療機関で**「新型コロナウイルス感染症予防接種」と追記をお願いします。**

②**都県や区市町村から何らかの補助がある場合は、当組合の補助は受けられません。**

補助の有無はお住いを管轄する保健所や区市町村の保健衛生部署で確認してください。

③被保険者の複数人が同一医療機関・同一接種日のみ１枚の申請書で申請できます。

お子様でも医療機関や接種日が異なる場合は、別々の申請書が必要となります。